

**新潟県公安委員会規則第5号**

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月13日

新潟県公安委員会

委員長 小川 和明

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表第2</b>		<b>別表第2</b>	
道 路 名	区 間	道 路 名	区 間
(略)		(略)	
市道3-4 号線	(略)	市道3-4 号線	(略)
市道19-2 号線	柏崎市荒浜4丁目1756番21から柏 崎市荒浜4丁目1756番5まで		
市道19-41 号線	柏崎市荒浜4丁目1756番4から柏 崎市荒浜4丁目1756番4まで		
(略)		(略)	

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。